

令和3年第11回農業委員会総会

1 日 時 令和3年11月25日(木)
午前10時00分～午前10時20分

2 場 所 大竹市役所 4階 第2会議室

3 出席委員
(農業委員)

議席番	氏名	議席番	氏名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	7	島原 順二
3	東田 保夫	8	田中 博幸
4	丸小 操	9	橋村 實男
5	小川 裕希恵		

(最適化推進員)

議席番	氏名	議席番	氏名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議席番	氏名	議席番	氏名

5 出席職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	前田 新吾	事務局長補佐	野島 史雄
事務局主幹兼農地係長	川本 義典	事務局書記	藤井 秀明

令和3年第11回農業委員会総会日程

1 日 時 令和3年11月25日(木) 午前10時00分

2 場 所 大竹市役所 4階第2会議室

3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1	議案第15号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第2	議案第16号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第17号	非農地証明の申請について

4 会議の公開

総会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第32条の規定により、公開で行います。

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和3年第11回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同ご礼ご着席下さい。

会 長

おはようございます。本日はお忙しい中お集まりくださりありがとうございます。本日の出席委員11名中11名で定足数に達しておりますので、これより令和3年第11回大竹市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員は大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により会長において6番古木麻知子委員、7番島原順二委員を指名いたします。よろしく願いいたします。これより、日程第1議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。本件について事務局の説明を求めます。

事務局（川本）

それでは議案第15号農地法第4条の規定による許可申請についてを説明いたします。議案書は2ページ、地図は3ページをご覧ください。申請者は横浜市青葉区あかね台二丁目の〇〇〇〇さんです。申請地は阿多田〇〇番地〇〇、地目は田、面積は192㎡です。申請地は宅地と道路に挟まれた土地となっています。隣接する〇〇番〇〇は、同じ所有者である〇〇さんの宅地で、家屋がありますが道路に接する部分のみ登記が田として残っていたため、現在農耕を行っていないことから庭、通路等の宅地の一部として使用するために、転用の申請を行うものです。申請地は、道路に面している周囲は生け垣が一部藪のようになっているので、転用について事務局としては許可相当と考えております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。9番橋村委員お願いいたします。

橋村委員

11月15日に許可申請ということで、事務局の川本さん、石井委員と現地確認をしましたが問題ありませんでした。

会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。2番石井委員お願いいたします。

石井委員

橋村委員のとおり全く問題はありませんでした。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

質疑及び意見なしの声

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のと

おり許可することに決して、ご異議ございませんか。

異議なしの声

会 長

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。続きまして、日程第2議案第16号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、議案第16号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は4ページ、地図は5ページをご覧ください。譲受人は廿日市市大野の〇〇〇〇さん、譲渡人は岩国市山手町二丁目の〇〇〇〇さんです。申請地は、栗谷町大栗林字須磨ヶ原〇〇番〇〇、地目は山林、面積は198㎡です。ここは、現況地目が畑となっていることから、農地台帳に掲載されているものです。申請地は、弥栄オートキャンプ場の入り口付近に存在する別荘地の一画で、地目が山林でしたが、譲渡人が畑作をすると申告し現況が畑となったものです。現在は、3㎡ほど耕した後は見られますが、農地としての利用ではなく9㎡ほどの小さな倉庫がありますが居住用ではないことから、譲受人が駐車場として購入することとなり、このたび申請が提出されました。申請地が地目山林で、現況農地として農地台帳にあるため転用の許可申請が必要となったものですが、農地として利用していない現況から事務局として許可相当と考えております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

本件については、私が地区担当委員として発言をいたします。石井委員と186号線の弥栄オートキャンプ場の入り口の別荘地の土地ですが、事務局から説明があったとおり全く問題はありません。続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。2番石井委員お願いいたします。

石井委員

会長と現地確認をしましたが、全く問題ありません。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

質疑及び意見なしの声

東田委員

現況のとらえ方ですが、農地台帳で判断するのですか。

事務局（川本）

現況の判断は、課税課の台帳で税金をかけているので、大竹市の判断としては課税台帳となります。宅地を畑にするのであれば税金が安くなりますが、山林を畑にするのは税金も変わらないしメリットはないと思います。

会 長

外に質疑及び意見はございませんか。

質疑及び意見なしの声

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

異議なしの声

会 長

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。続きまして、日程第3議案第17号非農地証明の申請についてを議題といたします。本件につきましては、丸小委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、一時退席をお願いいたします。

丸小委員退室

会 長

それでは、本件について事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第17号非農地証明の申請についてをご説明いたします。議案書は6ページ、地図は7ページをご覧ください。所在は大竹市油見二丁目〇〇番、登記地目は田、同じく〇〇番〇〇登記地目は田、同じく〇〇番登記地目は畑、同じく〇〇番登記地目は畑、現況はいずれも宅地面積は4筆合計で448㎡の土地です。申請人は、大竹市油見二丁目の〇〇〇〇さんです。申請理由は地目変更のためです。改廃年月日は昭和54年頃で、当時から宅地として周囲を塀、法面で囲われていたものです。地番図をご覧ください。現在3棟の建物が建っているところには、地番が7つ記載されています。〇〇番〇〇と〇〇番は、建物登記があり宅地となっています。このたび、家の建て替えに当たり敷地の利用の際に登記上農地である土地が含まれていると合筆、分筆等の地番の整理ができないことから、非農地証明の申請を行ったものです。広島県の農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインに沿って検討すると、今回の申請地は、昭和27年10月21日以降の人為的な潰廃地いわゆる無断転用地となるものの、転用の事実行為からおおむね20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないものと認められる土地については非農地証明の対象にできるとされており、本案件は該当する事案と考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

会 長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。6番古木委員お願いいたします。

古木委員

15日に現地確認を行ったが、長年家が建っていることがわかるし、近隣に迷惑をかけることはないと思うので問題ないです。

会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。3番東田委員お願いいたします。

東田委員

先ほどの報告のとおりです。宅地として使用しても問題はありません。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

質疑及び意見なしの声

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。

異議なしの声

会 長

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されました。

丸小委員入室

会 長

丸小委員にお伝えします。本件については申請のとおり証明することに決定されました。お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

異議なしの声

会 長

異議なしと認めます。よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。以上をもちまして、令和3年第11回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同ご礼。ありがとうございました。